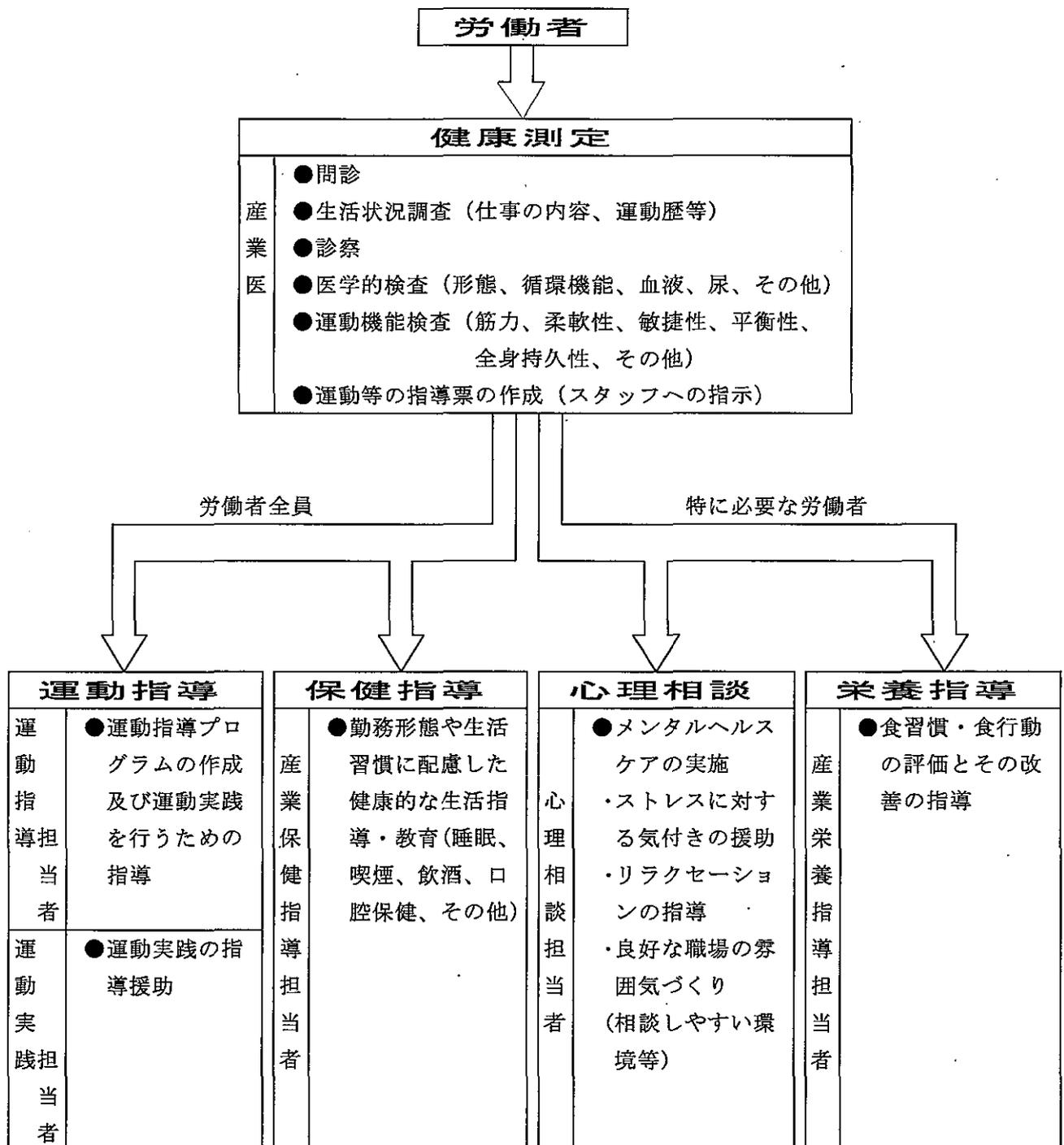


事業場における心とからだの健康づくりについて

昭和63年に労働安全衛生法に基づく「事業場における労働者の健康の保持増進のための指針（以下「THP指針」と言う。）」を策定し、事業者が以下の通り労働者の健康の保持増進のための措置を講ずるよう努めることとしている。

THP指針の中で、事業場における健康保持増進措置の実施に必要なスタッフ6種を定めるとともに、事業者の委託を受け事業を実施する労働者健康保持増進サービス機関等を定めている。



健康保持増進を実施するスタッフ

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号（平成9年改正））において、事業者は、事業場における健康保持増進対策を推進する体制を確立するため、以下のスタッフを活用するように務めることが必要とされている。

① 産業医

健康測定を実施し、その結果に基づいて個人ごとの指導票を作成する。さらに当該個人指導票により、健康保持増進措置を実施する他のスタッフに対して指導を行う。

② 運動指導担当者

健康測定の結果に基づき、個々の労働者に対して具体的な運動プログラムを作成し、運動実践を行うに当たっての指導を行う。また自ら又は運動実践担当者に指示し、当該プログラムに基づく運動実践の指導援助を行う。

③ 運動実践担当者

運動プログラムに基づき、運動指導担当者の指示のもとに個々の労働者に対する運動実践の指導援助を行う。

④ 心理相談担当者

健康測定の結果に基づき、メンタルヘルスケアが必要と判断された場合又は問診の際に労働者自身が希望する場合に、産業医の指示のもとにメンタルヘルスケアを行う。

⑤ 産業栄養指導担当者

健康測定の結果に基づき、必要に応じて栄養指導を行う。

⑥ 産業保健指導担当者

健康測定の結果に基づき、個々の労働者に対して必要な保健指導を行う。

各研修の受講資格

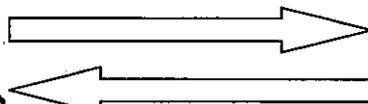
研修の種類	受講資格
1 健康測定専門研修	1 労働安全衛生法第13条第2項に規定する要件を備えた者 2 労働安全衛生法第13条の2の労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師
2 運動指導専門研修	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（原則として4年制）において、体育系または保健系の正規の学科を修めて卒業した者 2 運動実践専門研修またはヘルスケア・リーダー養成研修修了後、運動実践の指導援助の経験を3年以上有する者 3 保健婦（士）の資格を有する者 4 看護婦（士）の資格を有する者であって、運動実践の指導援助の経験を1年以上有している者 5 管理栄養士の資格を有する者 6 栄養士の資格を有する者であって、運動実践の指導援助の経験を2年以上有している者 7 衛生管理者の資格を有する者であって、運動実践の指導援助の経験を3年以上有している者 8 その他1から6までと同等の資格を有すると認められる者
3 運動実践専門研修	18歳以上の者
4 心理相談専門研修	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（原則として4年制）において、心理系、社会福祉系、または保健系の正規の学科を修めて卒業した者 2 運動指導専門研修またはヘルスケア・トレーナー養成研修修了者 3 保健婦（士）の資格を有する者 4 看護婦（士）の資格を有する者であって、健康に関する面接または相談の経験を1年以上有している者 5 衛生管理者の資格を有する者であって、健康に関する面接または相談の経験を3年以上有している者 6 その他1～5までと同等の資格を有すると認められる者 ①精神保健福祉士 ②臨床心理士 ③認定心理士 ④産業カウンセラー ⑤社会福祉士 ⑥「ヘルス・リスナー技法研修」修了後、健康に関する面接または相談の経験を3年以上有している者 ⑦上記研修修了後、「メンタルヘルス専門講座」を2年間のうちに全講座受講し、健康に関する面接または相談の経験を2年以上有している者など
5 産業栄養指導専門研修	1 管理栄養士の資格を有する者 2 栄養士の資格を有する者であって、労働者に対する栄養指導の実務の経験を2年以上有している者またはこれと同等の知識を有していると認められる者
6 産業保健指導専門研修	1 保健婦（士）の資格を有する者 2 看護婦（士）の資格を有する者であって、労働者に対する生活指導の実務の経験を1年以上有している者またはこれと同等の知識を有していると認められる者

〔 労働者健康保持増進サービス機関 労働者健康保持増進指導機関 〕について



事業場

委託



健康保持増進
サービス実施

- 健康測定
- 運動指導・実践
- 保健指導
- 栄養指導
- メンタルヘルスケア

事業場内の健康保持増進体制の状況に応じ、
労働者健康保持増進サービス機関または労働
者健康保持増進指導機関への委託を実施

労働者健康保持増進サービス
機関(全ての健康保持増進サービス
を実施可能な機関:215機関)

労働者健康保持増進指導機関(健康保持
増進サービスのうち、運動指導・実践のみ
実施可能な機関:47機関)

○スポーツクラブなど

労働者健康保持増進サービス機関の認定基準

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条の2第1項の規定により、労働大臣が定めた事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号。以下「健康保持増進のための指針」という。）に基づき、労働者健康保持増進サービス機関の認定基準を次のとおり定める。

1 定義

この基準において、「労働者健康保持増進サービス機関」とは、事業者の委託により健康保持増進のための指針に従い、労働者に対する健康測定、運動指導、メンタルヘルス、栄養指導及び保健指導（以下「健康保持増進措置」という。）を適切かつ継続的に行うことのできる機関をいう。

2 スタッフに関する基準

事業者の委託を受けて健康保持増進措置を実施するためのスタッフとして、次のイからへまでに掲げるスタッフがそろい、かつ、これらのスタッフがチームとして活動することが可能であること。

イ 健康測定に関する専門的知識を有する医師

健康測定に関する専門的知識を有する医師とは、健康保持増進のための指針別表に定める健康測定専門研修の内容を具備する研修を修了した医師とする。

ロ 運動プログラムの作成及び指導に関する専門的知識を有する者

運動プログラムの作成及び指導に関する専門的知識を有する者とは、健康保持増進のための指針別表に定める運動指導専門研修の内容を具備する研修を修了した者とする。

ハ 運動実践に関する専門的知識を有する者

運動実践に関する専門的知識を有する者とは、健康保持増進のための指針別表に定める運動実践専門研修の内容を具備する研修を修了した者とする。

ニ 労働者のメンタルヘルスケアに関する専門的知識を有する者

労働者のメンタルヘルスケアに関する専門的知識を有する者とは、健康保持増進のための指針別表に定める心理相談専門研修の内容を具備する研修を修了した者とする。

ホ 労働者の栄養指導に関する専門的知識を有する者

労働者の栄養指導に関する専門的知識を有する者とは、健康保持増進のための指針別表に定める産業栄養指導専門研修の内容を具備する研修を修

了した者とする。

へ 労働者の保健指導に関する専門的知識を有する者

労働者の保健指導に関する専門的知識を有する者とは、健康保持増進のための指針別表に定める産業保健指導専門研修の内容を具備する研修を修了した者とする。

3 施設又は設備に関する基準

イ 健康保持増進措置を実施するための施設及び設備を有していること。

ロ 救急時における応急処置のための設備を有していること。

4 運営等に関する基準

イ 診療所が附置されていること。

ロ 経理的基盤が、健康保持増進のための指針に従った健康保持増進措置を適切かつ継続的に実施するに足るものであること。

ハ 健康測定等の結果、統計等が、委託した事業場における労働者の健康保持増進に有効活用できるように整理されていること。

ニ 健康保持増進措置を行うための適正な料金が設定されていること。

ホ スタッフに必要な研修を行うこと等により、当該スタッフの資質の向上に努めていること。

へ 健康保持増進措置の実施に関して知り得た労働者の秘密が十分保護されていること。

ト イからへまでに掲げる事項のほか、認定を行うにふさわしくない事由がないこと。